

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2019年5月16日	
【会社名】	インパクトホールディングス株式会社	
【英訳名】	Impact HD Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福井 康夫	
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号	
【電話番号】	03-5464-8321	
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 寒河江 清人	
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号	
【電話番号】	03-5464-8321	
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 寒河江 清人	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	999,767,500円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	282,500株	権利内容に何ら限定のない当社の標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 2019年5月16日付開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	282,500株	999,767,500	499,883,750
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	282,500株	999,767,500	499,883,750

(注) 1. 本募集は、KAPURI SINGAPORE PTE.LTD.を割当先として行う第三者割当の方法によります（以下「本第三者割当」といいます。）。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、499,883,750円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
3,539	1,769.5	100株	2019年6月2日（日）	-	2019年6月3日（月）

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込みの方法は、申込期間に後記申込取扱場所へ申込みをするものとし、また、払込みの方法は、後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとし、

4. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当は消滅します。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
インパクトホールディングス株式会社 管理部	東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
三井住友信託銀行株式会社 本店営業部	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号

3 【株式の引受け】

該当事項なし

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
999,767,500	7,000,000	992,767,500

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、有価証券届出書作成費用、登記費用等の合計額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記(1)に記載の差引手取概算額992,767,500円の具体的な使途については、次の通り予定しております。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
Coffee Day Consultancy Services Private Limitedの株式49%分の引受けに係る借入金の返済	992	2019年6月

(注) 支出時期までの資金管理については、当社の銀行口座にて管理する予定であります。

上記差引手取概算額992百万円については、Coffee Day Consultancy Services Private Limitedの株式49%分の引受けのための金融機関からの借入の返済(注1)に充てることを予定しております。

借入金1,000百万円はCoffee Day Consultancy Services Private Limited(注2)の株式49%分の引受けのために調達したものでありますが、調達した資金の実質的な使途は、インドにおけるコンビニエンスストアの出店に係る費用となります。Coffee Day Consultancy Services Private Limited(注2)がCoffee Day Enterprises Limited(注2)を通じてコンビニエンスストア事業に参画することにより、同社が持つコンビニエンスストアの事業展開に必要なコールドチェーン配送(注3)を可能にする物流インフラ及び食品工場の使用が可能となるほか、Coffee Day Global Limited(注2)からは店舗及び店舗運営に必要な接客の研修を受けた人材を提供し、当社からは店舗の経営管理及び店舗運営のためのコンサルティングサービスを提供することにより、共同で事業展開を進める予定です。5か年(2019年~2023年)の出店計画については現在策定中ですが、今期中に詳細が確定する予定です。主な出店費用の内訳は、Coffee Day Econ Private Limited(注2)が保有する既存のキラナ店舗をコンビニエンスストアに業態転換するために必要な内外装工事や設備等、家賃保証金、店舗運営に必要な仕入れ代金等となります。

(注1)借入金の内容は以下のとおりです。

借入先	三井住友信託銀行株式会社
借入金額	1,000百万円
借入金利	基準金利+0.55%
借入実行日	2019年4月19日
借入期間	2019年4月19日~2019年6月14日
担保の有無	無

(注2)各社の概要は以下のとおりです。

(1)Coffee Day Enterprises Limited

(1)名称	Coffee Day Enterprises Limited (CDEL)
(2)所在地	Bangalore, India
(3)代表者の役職・氏名	Sadananda Poojary, Company Secretary & Compliance Officer
(4)事業内容	CDEL is the parent company of Coffee Day Group. The Company owns and operates a resort and renders consultancy services.
(5)資本金	3,409百万円

(6)設立年月日	2008年6月20日		
(7)発行済株式数	211,251,719株		
(8)決算期	3月期		
(9)従業員数	19,943名		
(10)主要取引先	Retail, cash and carry.		
(11)主要取引銀行	Karnataka Bank		
(12)大株主及び持株比率	V.G. Siddhartha (32.75%)		
(13)上場会社と当該会社との関係	資本関係	該当事項はありません	
	人的関係	該当事項はありません	
	取引関係	該当事項はありません	
(14)当該会社の最近3年間の連結経営成績及び連結財務状況			
決算期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期
純資産	44,226百万円	45,964百万円	48,663百万円
総資産	113,469百万円	129,507百万円	143,235百万円
1株当たり純資産	550円	629円	678円
売上高	45,910百万円	51,374百万円	62,147百万円
営業利益	8,913百万円	9,805百万円	11,007百万円
経常利益	8,913百万円	9,805百万円	11,007百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	155百万円	1,317百万円	2,393百万円
1株当たり当期純利益	0.81円	6.39円	11.31円
1株当たり配当金	-	-	-

※経営成績及び財務数値は、1インドルピー（INR）1.61円の為替レートにて日本円換算で表示しております。

(2)Coffee Day Global Limited

(1)名称	Coffee Day Global Limited(CDGL)		
(2)所在地	Bangalore, India		
(3)代表者の役職・氏名	Jayraj C Hubli, Chief Financial Officer and Director		
(4)事業内容	The Company is engaged in the business of retailing of Coffee and other products through its chain of outlets.		
(5)資本金	3,800百万円		
(6)設立年月日	1993年12月6日		
(7)発行済株式数	190,890,000株		
(8)決算期	3月期		
(9)従業員数	14,000名		
(10)主要取引先	Retail, cash and carry		
(11)主要取引銀行	Corporation Bank		
(12)大株主及び持株比率	Coffee Day Enterprises Limited (90.70%)		
(13)上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません	
	人的関係	該当事項はありません	
	取引関係	該当事項はありません	
(14)当該会社の最近3年間の連結経営成績及び連結財務状況			
決算期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期
純資産	19,931百万円	20,667百万円	21,542百万円

総資産	30,531百万円	28,805百万円	32,557百万円
1株当たり純資産	181円	168円	192円
売上高	22,515百万円	25,236百万円	29,028百万円
営業利益	3,894百万円	4,210百万円	4,959百万円
経常利益	3,894百万円	4,210百万円	4,959百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	391百万円	425百万円	597百万円
1株当たり当期純利益	2.32円	2.49円	3.52円
1株当たり配当金	-	-	-

※経営成績及び財務数値は、1インドルピー（INR）1.61円の為替レートにて日本円換算で表示しております。

(3) Coffee Day Consultancy Services Private Limited

(1)商号	Coffee Day Consultancy Services Private Limited(CDCSPL)
(2)所在地	Bangalore, India
(3)事業内容	The Company is engaged in the business of providing consultancy services in retail sector
(4)設立年月日	2019年3月29日
(5)資本(※)	823百万円
(6)出資比率(※)	当社 49.0% CDGL 48.96% CDEL 2.04%

※財務数値は、1インドルピー（INR）1.61円の為替レートにて日本円換算で表示しております。

※出資比率については、当社による出資を反映したものを表示しております。

(4) Coffee Day Econ Private Limited

(1)商号	Coffee Day Econ Private Limited
(2)所在地	Bangalore, India
(3)事業内容	インド全土でコンビニエンスストアの展開を行い、またその運営を担当する。
(4)設立年月日	2019年3月28日
(5)資本金(※)	820百万円
(6)出資比率	CDCSPL 100%

※財務数値は、1インドルピー（INR）1.61円の為替レートにて日本円換算で表示しております。

(注3) コールドチェーン配送とは、食品などを生産・輸送・消費の過程で途切れることなく低温に保つ物流方式です。食品などを製造加工後すぐに低温冷却して出荷し、それを温度管理された物流手段で輸送・貯蔵・仕分けすることで、高い品質を維持したまま納品することが可能となります。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	KAPURI SINGAPORE PTE. LTD.
本店の所在地	37 SCOTTS ROAD #16-01 REIGNWOOD HAMILTON SCOTTS SINGAPORE
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	—
代表者の役職及び氏名	Director 松本智 Director 松本恭代
資本金	4,021百万円
事業の内容	有価証券の保有
主たる出資者及びその出資比率	松本智 34.15% 松本恭代 65.85%

(注)資本金は、1シンガポールドル80.37円の為替レートにて日本円換算で表示しております。

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

当社は現在、中国、インド、インドネシアなどアジア地域において現地小売企業を対象にコンサルティングサービスを展開しております。その中で、特にインドについては、今後も経済発展が継続することが見込まれ、2050年にはGDPでアメリカを抜き、世界2位となる見解も出ている(出所 PWC JAPAN(2015) 調査レポート「2050年の世界」)など、将来、世界経済を牽引する国になる可能性を秘めています。現在のインドでは交通インフラを含め、まだ先進国と比較すると未熟な面も多々ありますが、この経済発展のスピードの中で、様々な業態において革新的な変化が起こることは間違いないように思われます。当社がコンサルティングサービスを提供している小売業においては、キラナと呼ばれる日本でいうところのキヨスクのような伝統的小型店舗が全体の9割を占めており、日本や中国のコンビニエンスストアのように利便性の高い小売店舗はなく、主要都市においてもキラナが大半を占めている状況です。これから、都市部における所得分布は、アッパーミドルと呼ばれる比較的裕福な経済階層の人口が増え、購買活動が活発になることが予想されることから、今後はキラナに比較して利便性の高いコンビニエンスストアへの需要の拡大が期待できると考えております。

このような状況において、当社はインドでのコンビニエンスストア事業の展開は、新しい顧客を創造し、マーケットリーダーになる可能性のある業態であると考えております。

インドでのコンビニエンスストア事業の展開に当たり、2019年4月8日に開示した「インドでの小売事業展開に伴う株主間契約締結に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、インドにおいてコーヒー事業を中心としたコングロマリットであるCoffee Day Enterprises Limitedとその子会社であるCoffee Day Global Limitedが共同出資により設立したCoffee Day Consultancy Services Private Limitedの49%分の株式を引き受け、同社を通じて同社の子会社であるCoffee Day Econ Private Limitedが保有する店舗の経営管理及びコンサルティングサービスの提供を行い、インドでのコンビニエンスストア事業を展開することを決定いたしました。

Coffee Day Enterprises Limitedは、インドで約2,700店舗を展開する最大のコーヒーチェーンであるCafé Coffee Dayの他、物流、IT、不動産企業などを傘下に収めるナショナル証券取引所及びムンバイ証券取引所に上場する企業であり、同社が持つ店舗、人材、物流網などの豊富な経営資源と当社が今まで培ってきたコンビニエンスストア事業運営のノウハウを活用することで、Coffee Day Econ Private Limitedによる店舗の効率的な出店を可能にし、当社の収益の拡大を図ってまいります。

上記のインドでのコンビニエンスストア事業の展開に向けた5年間での投資額は、1,500万米ドル（日本円換算で1,675百万円。1ドル111.67円で計算）にのぼり、2019年4月17日に開示した「資金の借入に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、1,675百万円のうち675百万円は自己資金により手当てしましたが、残額の1,000百万円につきましては金融機関からの借入により調達いたしました。当該借入は、返済期間が2019年4月19日から2019年6月14日までの短期であり、当社としては、早期に当該借入を財務基盤の強靱化に資するエクイティでの調達に置き換えることが望ましく、その方法としては信頼できる相手先への第三者割当増資が最適であると判断いたしました。

そこで、当社は、当社のおかれる現状と課題を十分に理解いただき、また、当社の事業内容及び事業計画について十分にご理解いただけること、当社の経営の独立性が確保されること等を割当予定先の選定の方針として複数の割当先候補との接触を重ね、検討を行いました。その結果、株式会社ヴァティー（東京都港区新橋三丁目11番1号、代表取締役社長：佐藤明、関東地方を中心に通所介護、有料老人ホームを122施設運営しており、今後も超高齢化社会に向けて、地域社会に貢献する介護サービスを展開）のFounder 取締役として、当社代表取締役社長と以前から個人的に交流があり、企業経営について意見交換を重ねる中で、当社の経営方針及び経営戦略に深い理解を有し、当社との信頼関係を構築できている松本智氏から出資を受けることが最も適切であると判断し、松本智氏の資産管理会社であるKAPURI SINGAPORE PTE. LTD. を割当予定先として選定いたしました。

当社は、今回の資金調達を通して財務基盤を強固なものとするとともに、インドでの小売事業の展開により、一層の企業価値の向上を図ることで、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの利益の最大化に努めてまいります。

本第三者割当による資金調達における具体的な資金使途及び支出予定時期は、上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途」に記載のとおりです。

d. 割り当てようとする株式の数

割当予定先	種類	割当予定株式数
KAPURI SINGAPORE PTE. LTD.	当社普通株式	282,500株

e. 株券等の保有方針

本第三者割当により発行する当社普通株式について、割当予定先からは、長期的に保有する意向である旨を口頭で確認しております。また、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の払込に要する財産の存在について、2019年4月時点の試算表及びヒアリング等により、現預金の残高、純資産、総資産等を確認した結果、割当予定先は本第三者割当の払込みに要する十分な資金を保有しているものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先は、株式会社ヴァティーのFounder 取締役である松本智氏の資産管理会社であり、有価証券の保有以外の業務は行っておりません。

なお、当社は、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主について、反社会的勢力との関係性や、過去の反社会的又は反市場的行為が確認されないことを、第三者機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（東京都港区赤坂2-8-11-406）から受領した報告書にて確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価額の算定根拠と合理性に関する考え方

1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本第三者割当の払込金額につきましては、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日(2019年5月15日)までの1ヶ月間(2019年4月16日から同年5月15日まで)の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値の平均値である3,725円(小数点以下切捨て。以下同じ)に対して4.99%のディスカウントである1株当たり3,539円と決定いたしました。

本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値の平均値を基準としたのは、以下の理由に基づき、特定の一時点における株価を基準にするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響等特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性を確保することができると判断したためです。また、算定期間を直近1ヶ月間としたのは、直近3ヶ月間又は直近6ヶ月間と比較して、直近の市場価格を反映することが合理的であると判断したためです。

当社は、2018年11月19日に、2023年12月期に連結売上高180億円、連結営業利益20億円を達成する目標を含む「中期経営計画2019—2023」を公表し、それとともに、インド市場でのビジネスチャンスを構想として提示しました。それを受けて、当社の株価は上昇基調に入り、2019年2月14日時点では1,403円だった株価は、「インドでの小売事業展開に伴う株主間契約締結に関するお知らせ」を公表した2019年4月8日には年初来高値の5,150円を記録しました。しかし、2019年4月下旬には、当社の株価は3,000円台半ばを推移しており、そのような状況下において、当社は、割当予定先との間で、3,500円を基本として払込金額についての交渉を進めておりました。その後、大型連休を挟み5月に入ると株価は上昇し、同年5月14日に公表した2019年12月期第一四半期決算短信において連結での営業利益及び経常利益が前期と比較して大幅に減少したにも関わらず、取締役会決議日の直前営業日である5月15日の終値は前日比12.38%増の4,265円に急騰しました。そのような状況を受け、当社としては、一時的な株価変動の影響等特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性を確保することができると判断し、当該決算の公表日の翌営業日である5月15日の単日の終値よりも、直近1ヶ月間の市場価格を基準として払込金額を決定することが合理的であると判断しました。

ディスカウント率につきましては、上記「1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載いたしましたとおり、当社としては、今回の資金調達を通して財務基盤を強固なものとするともに、インドでのコンビニエンスストア事業の展開により、一層の企業価値の向上を図ることで、本第三者割当が株主の皆様をはじめとするステークホルダーの利益の最大化につながるものと判断しているものの、割当予定先が長期的に当社株式を保有する意向であることから、当社を取り巻く事業環境の変化や株式市場全体の下落等に伴う当社株式の株価下落リスクを勘案し、割当予定先と十分に協議したうえで最大限獲得可能な条件として決定したものであります。

当該払込金額は、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日の終値4,265円に対して17.02%のディスカウント、同直前営業日から3ヶ月遡った期間(2019年2月16日から同年5月15日まで)の終値の平均値3,319円に対して6.63%のプレミアム、同直前営業日から6ヶ月遡った期間(2018年11月16日から2019年5月15日まで)の終値の平均値2,443円に対して44.86%のプレミアムとなっております。

日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(以下「日証協指針」といいます。)にいう「取締役会決議の直前日の価額を勘案しない理由及び払込金額を決定するための期間を採用した理由」は上記のとおりであり、当該払込金額の決定は日証協指針に準拠した方法によることに加え、本第三者割当の資金使途である借入金の返済期限が迫っていることによる資金調達の必要性、発行条件に係る交渉の中で割当先の確保に支障を来す可能性、当社株価の変動、本第三者割当により生じる希薄化等諸事情に照らして、当該払込金額は割当予定先にとって特に有利なものではないと判断しております。

なお、当社の監査役3名(うち2名は社外監査役)から、監査役全員一致の意見として、払込金額が日証協指針に準拠しており、本第三者割当に関する取締役会決議の直前日の終値を用いることが相当でない合理的な理由が認められ、本第三者割当に関する本第三者割当の払込金額が割当予定先に特に有利な金額ではなく、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達により、2018年12月31日現在の総議決権数49,185個に対して5.74%の希薄化、及び2018年12月31日現在の発行済株式数5,020,194株に対して5.62%の希薄化が生じます。しかしながら、上記「1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当該資金調達が当社の財務基盤の強化に寄与し、一層の企業価

値の向上を目指していくと見込んでいることから、今回の資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断しました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項なし

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	割当前の 所有株式数 (株)	割当前の 総議決権数 に対する 所有議決権 数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数 に対する 所有議決権 数の割合 (%)
福井康夫	東京都世田谷区	1,598,700	32.49	1,598,700	30.74
株式会社レッグス	東京都港区南青山2丁目26-1	501,537	10.19	501,537	9.64
株式会社博報堂DY ホールディングス	東京都港区赤坂5丁目3-1	300,000	6.10	300,000	5.77
KAPURI SINGAPORE PTE. LTD.	37 SCOTTS ROAD # 16-01 REIGNWOOD HAMILTON SCOTTS SINGAPORE	0	-	282,500	5.43
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴー ルドマン・サックス 証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB U. K. (東京都港区六本木6丁目10番1 号 六本木ヒルズ森タワー)	245,009	4.98	245,009	4.71
共同印刷株式会社	東京都文京区小石川4丁目14-12	240,000	4.88	240,000	4.61
CREDIT SUISSE AG (常任代理人 株式 会社三菱UFJ銀 行)	1 RAFFLES LINK 05-02 SINGAPORE 039393 (東京都千代田区丸の内2丁目7 -1)	211,500	4.30	211,500	4.07
松田公太	東京都港区	180,000	3.66	180,000	3.46
坂本孝	山梨県甲府市	90,000	1.83	90,000	1.73
石田国広	北海道札幌市中央区	82,500	1.68	82,500	1.59
計	—	3,449,246	70.11	3,734,946	71.75

(注) 1. 「割当前の所有株式数」及び「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2018年12月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2. 「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本第三者割当の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

4. 当社は、2018年12月31日現在自己株式を100,300株(割当前の総議決権数に対する所有株式数の割合2.00%)保有していましたが、上記大株主からは除外しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項なし

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし

8 【その他参考になる事項】

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部 【追完情報】

1 資本金の増減

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (4) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金について、当該有価証券報告書の提出日（2019年3月26日）以降、本有価証券届出書提出日（2019年5月16日）までの間に、次のとおり資本金が増加しております。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年5月15日 (注) 1	73,000	5,104,894	21,811	377,811	21,811	563,141

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2 事業等のリスク

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出日以降、本有価証券届出書提出日（2019年5月16日）までの間に生じた変更及び追加はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2019年5月16日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

3 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日（2019年3月26日）以降、本有価証券届出書提出日（2019年5月16日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

2019年3月26日提出の臨時報告書

(1) 提出理由

当社は、2019年3月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

(2) 報告内容

① 株主総会が開催された年月日

2019年3月26日

② 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金 5円 総額 24,599,430円

ロ 効力発生日

2019年3月27日

第2号議案 定款一部変更の件

当社がこれまで蓄積してきた店舗データベースをもとに、サイネージ、ラウンダー、推奨販売、覆面調査等、有効な店頭販促を打ち出し、店舗・店頭の新たな価値を創出し、価値を高めるため、より店頭販促ソリューションの『広さ』とITを活用したデータ分析の『深さ』両面を追求していき、売場に「インパクト」を与え続けていく企業であり続けるという意志を込めることを目的として「株式会社メディアフラッグ」から新商号「インパクトホールディングス株式会社」に変更し、これに伴い現行定款第1号（商号）を変更するものであります。

なお、この定款変更は、2019年4月1日をもって効力を生じるものとし、その旨を規定する経過措置を付則に設け、効力発生日をもってこの経過措置を削除するものといたします。

- ③ 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	29,746	35	0	(注)1	可決 99.86
第2号議案 定款一部変更の件	29,708	79	0	(注)2	可決 99.73

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

- ④ 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

2019年4月5日提出の臨時報告書

(1) 提出理由

当社は、2019年4月5日開催の取締役会において、子会社取得に関する基本合意契約を締結することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

(2) 報告内容

① 取得対象子会社の概要

(i) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社R J Cリサーチ
本店の所在地	東京都新宿区西新宿七丁目23番1号
代表者の氏名	佐野 耕太郎
資本金の額	12,000千円
純資産の額	21,214千円
総資産の額	84,875千円
事業の内容	市場調査等の企画設計・集計分析、リサーチ・コンサルティング

(ii) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

	2018年9月期
売上高	252,939千円
営業利益	10,263千円
経常利益	9,349千円
当期純利益	9,214千円

(注) 当該会社は2017年12月7日設立のため、1期分の開示とさせていただきます。

(iii)提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき資本関係はありません。
人的関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき人的関係はありません。
取引関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき取引関係はありません。

② 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

当社グループは、デジタルサイネージを中心とした店頭販促事業を中心に、覆面調査事業、推奨販売事業など店舗及び店頭に特化したマーケティング支援業務を展開しております。

今般株式を取得するRJCリサーチは、全国に同社での専門教育を受けた登録調査員を900名抱えるなど豊富な人材リソースを保有し、市場環境分析、企業イメージ調査、業界動向調査など幅広い調査領域において多様な調査手法でクライアントからのリサーチ分野における様々なニーズに応えています。

今後、当社グループといたしましては、RJCリサーチが当社グループの傘下となることで、リサーチアンドコンサルティング事業において、RJCリサーチの提供する付加価値の高いサービスと当社グループの持つノウハウ、経営資源を合わせることで、より一層顧客へのサービスの向上及び両社の更なる発展を目指してまいります。

③ 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

株式の取得対価 3億2,000万円

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第15期)	自 2018年1月1日 至 2018年12月31日	2019年3月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	四半期会計期間 (第16期第1四半期)	自 2019年1月1日 至 2019年3月31日	2019年5月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

第六部 【特別情報】

該当事項なし

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年3月26日

株式会社メディアフラッグ
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高 木 康 行 ☒

指定社員
業務執行社員 公認会計士 米 林 喜 一 ☒

指定社員
業務執行社員 公認会計士 太 田 裕 士 ☒

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メディアフラッグの2018年1月1日から2018年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メディアフラッグ及び連結子会社の2018年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2018年12月18日開催の取締役会において、株式会社伸和企画の株式を取得(子会社化)するため、株式譲渡契約を締結することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2019年1月7日付で全株式を取得した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の2017年12月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して2018年3月27日付で無限定適正意見を表明している。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社メディアフラッグの2018年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社メディアフラッグが2018年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年3月26日

株式会社メディアフラッグ
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	高	木	康	行	☒
指定社員 業務執行社員	公認会計士	米	林	喜	一	☒
指定社員 業務執行社員	公認会計士	太	田	裕	士	☒

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メディアフラッグの2018年1月1日から2018年12月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メディアフラッグの2018年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2018年12月18日開催の取締役会において、株式会社伸和企画の株式を取得(子会社化)するため、株式譲渡契約を締結することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2019年1月7日付で全株式を取得した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の2017年12月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2018年3月27日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年5月14日

インパクトホールディングス株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高 木 康 行

指定社員
業務執行社員 公認会計士 太 田 裕 士

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているインパクトホールディングス株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(2019年1月1日から2019年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(2019年1月1日から2019年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、インパクトホールディングス株式会社及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。